

添付書類及び記入するときの注意事項

この請求書は、「医療機関等への直接支払制度を利用したが、出産費用が給付額（42万円又は39万円）未満だったので出産育児一時金との差額を請求するとき」に使用します。

【添付書類】

医療機関等から交付された出産費用の内訳が記載された領収・明細書の写し
「産科医療補償制度の加算対象出産の場合は所定の証明スタンプ」の押印がされている出産費用の領収・明細書の写し

【出産育児一時金】

保険給付は、在胎週数13週（85日）以降の生産・死産・流産が対象となります。

【出産育児一時金の支給額】

平成21年10月1日以降の出産から、1児につき原則42万円（39万円と3万円）です。

産科医療補償制度に加入する医療機関等において、在胎週数22週以降の出産（死産も含む）の場合は、制度の保険料相当分として3万円が加算され、出産育児一時金は42万円が支給額となります。

産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合、又は加入している医療機関等であっても在胎週数22週未満の出産の場合の出産育児一時金は、39万円が支給額となります。

この請求書の記載についてわからないときは、健康保険組合業務課へおたずね下さい。